

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自己申告、時差勤務見直し、現員現給調査特集） 2023年6月12日 NO.641

自己申告制度は職員の自主性・自発性が 尊重されるべき

東京都の人事考課制度（自己申告制度・業績評価制度・本人開示・苦情処理制度）には、学校事務職員に適用するには、多くの問題点があります。業績評価は、希望する職員全員に第一次評定の絶対評価が開示されます。開示制度が全員に適用されることは、管理職に「説明責任」を果たすことが求められます。しかし、自己申告制度の前提である「職務目標」も示されない場合も多いです。それは業績評価が昇給・昇任に大きな影響を与えるという重大性の認識が、多くの管理職に欠けているからだと思います。評価に対する「説明責任」は重要です。教育職である校長の行政職である学校事務職員への理解が足りないこと、1級職から3級の課長代理までいる学校事務職員の職級ごとの職務内容＝各職級に期待される目標が明らかにされていないことは、大きな問題です。業績評価と自己申告制度は、切り離すことを求めています。

- 自己申告が業績評価の基礎資料であり、学校事務職員の任用・給与に重要な影響を与えること、業績評価の第一次評定の絶対評価が希望者全員に開示されることを周知徹底することが必要です。
- 各職級毎の職務内容＝各職級に期待される目標を明らかにするよう周知することが必要です。
- 校長が提示する組織目標は、目標および事務職員の配置定数・配置状況を踏まえたものであり、事務職員の労働条件の変更や労働強化を招くものにならないよう周知徹底することが必要です。

時差勤務の見直しが提案され、妥結する

東京都教育委員会は、「職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組み観点から、見直しを行う」として、学校における時差勤務の設定等の見直しについて、提案を行ってまいりました。現行の時差勤務は、様々な制約があり、取得するのに困難が伴っていました。見直しによって、選択肢が広がり、現行制度を改善するものであると理解します。ただし、他職種（教員や栄養士）にとっては、授業があり、給食があるなどの理由で、平日の取得には困難が伴うと思われます。今回の見直しは、ワーク・ライフ・バランスに資する見直しであってほしいものです。

【時差勤務の設定】

- （現行）正規の勤務時間の割振りに加え、当該校の正規の勤務時間から15分前及び後ろ、30分前及び後ろ、60分前及び後ろの中から3つの新たな勤務所間の割振りを設定する。
- （改正案）正規の勤務時間の割振りに加え、当該校の正規の勤務時間から15分前及び後ろ、30分前及び後ろ、60分前及び後ろ、90分前及び後ろ、120分前及び後ろの中から3つ以上5つ以下の新たな勤務所間の割振りを設定する。

【時差勤務の対象者】

(現行) 長期休業日以外の期間：育児・介護・通院などの事由がある職員※
長期休業日の期間：全職員※ ※交代制勤務職員等（寄宿舍指導員等）を除く
(改正案) 全職員（長期休業日の期間に限らない）

【日を単位とした時差勤務の対象範囲】

(現行) 育児・介護・通院などの事由がある職員
(改正案) 全職員

【時差勤務の振分け割合】

(現行) 基本となる正規の勤務所間で勤務する職員の割合は最低7割程度を目途とする※
(改正案) 振分け割合の設定は行わない※

※職員の申請に基づき、承認賢者が公務運営に支障がない範囲で承認する

【実施時期】

令和5年5月8日

※新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更を踏まえ実施

不当な個人情報収集が生じる現員現給調査 （住居手当の調査）の見直しについて

東学は、4月21日に「不当な個人情報収集が生じる現員現給調査（住居手当の調査）の見直しについて」を東京都教育委員会に提出しました。

都教委は毎年5月に文部科学省の「義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査」の一つとして「住居手当の調査」を実施しています。これは都が支払う小中学校教職員（県費負担教職員）の給与について、義務教育費国庫負担法に基づき国がその3分の1を負担することから、国の都に対する国庫負担金を算定するために実施しているものと解します。

この交付の算定基礎となる定数配置基準・諸手当などは全て国の基準により算定され、住居手当も同様です。一方、東京都は、職員（教職員）に対する住居手当の支給について、2012年度以降「35歳未満かつ家賃負担月額15,000円以上の職員のみを支給対象」とする見直しを実施しています。そのため、東京都が職員（教職員）に支給する住居手当は、「住居手当の調査」上の基準（国基準）と大きく乖離（かいり）しています。

ところが、「住居手当の調査」において、都教委は教職員に対する住居手当が2012年度以降も引き続き国基準で支給されている前提で学校・地教委の給与事務担当者に回答を求めているため、現在の様式に基づく住居届により正確に回答することは無理があり、また国基準での支給という「仮定の下」で教職員に居住実態を聴取するとすると、規則上の根拠がない不当な個人情報の収集になりかねません。

更に、国が教職員に住居手当を支給していると認定して都教委が国庫負担金を受領するとすると、国庫負担金（住居手当の3分の1相当額）の用途が明らかでなく、「住居手当の調査」自体の正当性に疑いを抱かざるを得ません。

○東京都の実態に沿わない「住居手当の調査」を中止すること。

○引き続き「住居手当の調査」を実施する場合は、東京都の住居手当の支給実態に沿った回答を求める内容に改め、学校・地教委の給与事務担当者による東京都での支給対象とならない教職員の住居実態の調査・聴取が生じないようにすること。